

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要(変更)

平成28年3月31日

羽 島 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体	変更内容
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無			
○				下中町市之枝地内	無	平成24年度～平成28年度	市之枝地域づくりネットワーク協議会	
○				桑原町大須地内	無	平成24年度～平成28年度	大須地域づくり協議会	
○				桑原町小藪地内	無	平成24年度～平成30年度	中小藪地域づくりネットワーク協議会	資源向上支払交付金（長寿命化）の活動期間の延長（3年間）
○				小熊地内	無	平成24年度～平成28年度	小熊知風の里づくりネットワーク協議会	
○				堀津町新田地内	無	平成24年度～平成28年度	新田地域環境美化推進協議会	
○				堀津町本田地内	無	平成24年度～平成28年度	本田地域づくり協議会	
○				上中町沖地内	無	平成24年度～平成28年度	沖環境保全委員会	
○				上中町午北地内	無	平成24年度～平成28年度	午北環境保全クラブ	
○				下中町城屋敷地内	無	平成24年度～平成28年度	城屋敷地域づくりネットワーク協議会	
○				下中町石田地内	無	平成24年度～平成28年度	石田地域づくり協議会	
○				桑原町東方地内	無	平成24年度～平成28年度	東方地域づくりネットワーク協議会	資源向上支払交付金（長寿命化）の活動期間の延長（1年間）
○				桑原町西小藪地内	無	平成24年度～平成28年度	西小藪地域づくり協議会	
						～		
						～		